

③基礎率の設定方法とその数値

基礎数と同じく、基礎率についても制度ごとの特徴をみてみる。

○経済的要素（賃金上昇率、物価上昇率及び運用利回り）

経済的要素である賃金上昇率、物価上昇率及び運用利回りの前提については、旧社会保障制度審議会年金数理部会第2次報告（昭和63年10月）で、「これらの仮定は各制度を通じて統一的なものにしていく必要がある」と指摘されており、平成元年財政再計算以降、各制度とも共通の経済前提を用いて財政再計算を実施している。平成11年財政再計算では、過去の実績の平均をもとに、経済成長率の将来予測などを総合的に勘案して、長期的な経済前提を、運用利回り4.0%、賃金上昇率2.5%、物価上昇率1.5%と設定していた。

今回の財政再計算では、平成20年度までの経済前提については、内閣府が作成した「改革と展望」に準拠することとし、平成21年度以降の長期的な経済前提については、社会保障審議会年金資金運用分科会における議論などを踏まえ、過去の実績を基礎としつつ、日本経済の潜在成長率の見通しや労働力人口の見通し等を反映したマクロ経済に関する試算に基づいて、図表5-2-4のように設定している。

（図表5-2-4） 経済的要素

(単位：%)

	平成15 (2003)	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21 (2009) 以降
物価上昇率	-0.3	-0.2	0.5	1.2	1.5	1.9	1.0
賃金上昇率 [実質]	0.0 [0.3]	0.6 [0.8]	1.3 [0.8]	2.0 [0.8]	2.3 [0.8]	2.7 [0.8]	2.1 [1.1]
運用利回り [実質(対賃金上昇率)]	0.8 [0.8]	0.9 [0.3]	1.6 [0.3]	2.3 [0.3]	2.6 [0.3]	3.0 [0.3]	3.2 [1.1]

注：厚生年金、国民年金については、運用利回りは自主運用分の利回りの前提である。平成19年度までの運用利回りは、これを財投預託分の運用利回り（平成14年度末の預託実績より算出）を勘案した下表の数値となる。

(単位：%)

	平成15 (2003)	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21 (2009) 以降
厚生年金	1.99	1.69	1.81	2.21	2.51	3.0	3.2
国民年金	1.90	1.57	1.74	2.18	2.50	3.0	3.2

○被保険者数・加入者数の見込み

各制度とも、被保険者数の見込みを、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」における中位推計を基礎として算出している。厚生年金、国共済、地共済は、生産年齢人口を算出の基礎としているが、私学共済は、学種別の被保険者数を、学齢対象人口の減少に応じて減少させている。国民年金は、総人口から被用者年金被保険者を控除することにより作成している。

・厚生年金

厚生年金の被保険者数は、前回の財政再計算において、日本の将来推計人口（平成9年推計）の中位推計、労働力率の見通し（平成10年10月労働省推計）を用いていたが、今回の再計算でも同様に、日本の将来推計人口（平成14年推計）の中位推計（図表5-2-5）、労働力率の見通し（平成14年7月厚生労働省職業安定局推計、図表5-2-6）を用いている。

（図表5-2-5） 日本の将来推計人口中位推計

男		(千人)				
年齢	2000年	2025年	2050年	2075年	2100年	
総数	62,111	58,068	47,526	36,944	30,357	
15～19	3,843	2,784	2,081	1,648	1,478	
20～24	4,318	3,033	2,217	1,747	1,563	
25～29	4,978	3,156	2,396	1,900	1,679	
30～34	4,448	3,240	2,576	2,037	1,747	
35～39	4,106	3,476	2,744	2,142	1,779	
40～44	3,933	3,886	2,902	2,220	1,799	
45～49	4,478	4,255	3,061	2,275	1,820	
50～54	5,222	4,745	3,049	2,329	1,856	
55～59	4,301	4,109	3,018	2,405	1,904	
60～64	3,758	3,652	3,125	2,472	1,929	
65～69	3,365	3,307	3,328	2,492	1,904	

女		(千人)				
年齢	2000年	2025年	2050年	2075年	2100年	
総数	64,815	63,069	53,068	41,534	33,781	
15～19	3,659	2,632	1,965	1,555	1,393	
20～24	4,120	2,868	2,095	1,650	1,476	
25～29	4,831	3,007	2,272	1,802	1,594	
30～34	4,346	3,111	2,465	1,954	1,678	
35～39	4,024	3,366	2,652	2,077	1,730	
40～44	3,881	3,803	2,833	2,175	1,770	
45～49	4,454	4,213	3,017	2,250	1,809	
50～54	5,238	4,831	3,059	2,333	1,868	
55～59	4,449	4,270	3,087	2,454	1,952	
60～64	3,991	3,885	3,277	2,587	2,028	
65～69	3,753	3,658	3,628	2,708	2,078	

(図表 5-2-6) 労働力率の見通し

(平成14年7月)

		実績		推計	
		平成12年 (2000)	平成22年 (2010)	平成22年 (2010)	平成37年 (2025)
男	計	76.4	74.5	74.5	71.4
	15～19	18.4	19.0	19.0	20.1
	20～24	72.7	75.1	75.1	77.6
	25～29	95.8	95.9	95.9	95.9
	30～34	97.7	97.6	97.6	97.6
	35～39	97.8	97.8	97.8	97.8
	40～44	97.7	97.8	97.8	97.8
	45～49	97.3	97.5	97.5	97.5
	50～54	96.7	96.9	96.9	96.9
	55～59	94.2	94.4	94.4	94.4
	60～64	72.6	80.0	80.0	85.0
	65～	34.1	31.6	31.6	29.5
女	計	49.3	48.3	48.3	47.4
	15～19	16.6	17.8	17.8	17.8
	20～24	72.7	73.4	73.4	73.7
	25～29	69.9	74.9	74.9	75.3
	30～34	57.1	63.3	63.3	65.0
	35～39	61.4	64.8	64.8	67.4
	40～44	69.3	72.5	72.5	75.2
	45～49	71.8	74.9	74.9	77.0
	50～54	68.2	70.9	70.9	73.5
	55～59	58.7	61.8	61.8	67.5
	60～64	39.5	45.0	45.0	60.5
	65～	14.4	13.5	13.5	13.0

・国共済

国共済の被保険者数は、前回の財政再計算において、被保険者数が平成9年度末の被保険者数である112.2万人で一定と仮定した場合、日本の将来推計人口と同様の傾向で被保険者数が減少すると仮定した場合、厚生年金の被保険者数と同様の傾向で被保険者数が減少すると仮定した場合について、作成していた。

今回は、国共済の被保険者数と生産年齢人口（15～64歳人口）との過去の関係を見ると、被保険者数の生産年齢人口に対する割合は約40年前よりほぼ一貫して減少してきていることから、直近（平成13～15年度の3年間）の被保険者数の対生産年齢人口割合の減少が将来にわたり続くものとして、将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」における中位推計）による将来の生産年齢人口を基礎として見込んでいる。

・地共済

地共済の被保険者数は、前回の財政再計算において、被保険者数が平成9年度末の被保険者数である332.6万人で一定と仮定した場合、日本の将来推計人口と同様の傾向で被保険者数が減少すると仮定した場合、厚生年金の被保険者数と同様の傾向で被保険者数が減少すると仮定した場合について、作成していた。

今回は、現に直近20年間はその被保険者数が減少傾向にあることや、近い将来市町村合併の進捗などにより足下の見込みとしてもさらに減少すると見込まれることなどを勘案して、今後20年間はこの減少傾向が続くものとして被保険者数を見込むこととし、その後は、地共済の被保険者数の生産年齢人口に占める割合が一定であるという仮定を置くこととした。

・私学共済

私学共済の被保険者数は、前回の財政再計算において、平成14年度以降、被保険者数が42.3万人で一定と仮定した場合、学齢人口と同様の傾向で被保険者数が減少すると仮定した場合、厚生年金の被保険者数と同様の傾向で被保険者数が減少すると仮定した場合について、作成していた。

今回は、学種ごとの被保険者数を各年の「日本の将来推計人口」における中位推計に基づく学齢対象人口の減少に応じて減少させることとした。ただし、既に学齢対象人口は減少しているにもかかわらず、平成16年度現在依然として被保険者が増加している状況にかんがみ、平成17年度から平成19年度の3年間については、平成16年度末実績見込の被保険者数で一定とした。このことは前回再計算の学齢対象人口比例モデルにおいて、平成15年度末に被保険者数が減少すると見込んだところ実績では増加し、見込みと実績が大きく乖離したことにも配慮したものである。

被保険者数の見通しをまとめたのが図表5-2-7である。

(図表 5-2-7) 被保険者数の見通し

年度 (西暦)	厚生年金	国共済		地共済		私学共済	
		男子	女子	男子	女子	男子	女子
	百万人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
2005	32.3	879	194	1,948	1,144	212	231
2010	31.7	831	184	1,797	1,115	201	219
2015	30.9	771	170	1,637	1,051	196	210
2020	30.2	728	161	1,516	1,009	191	202
2025	29.6	693	153	1,430	986	180	190
2030	28.4	654	145	1,367	957	168	178
2035	26.9	607	134	1,292	909	157	168
2040	25.1	551	122	1,198	839	147	158
2045	23.6	505	112	1,121	787	140	150
2050	22.3	467	103	1,057	743	134	143
2055	21.2	436	96	1,006	709	128	136
2060	20.2	408	90	959	677	121	130
2065	19.2	380	84	911	645	115	124
2070	18.2	353	78	864	611	109	120
2075	17.3	330	73	823	581	106	117
2080	16.5	309	68	787	555	104	114
2085	15.8	291	64	756	533	102	111
2090	15.2	275	61	728	515	100	109
2095	14.7	261	58	703	499	97	107
2100	14.2	247	55	681	484	96	106

被保険者数の見込みについて、厚生年金では、男女別に将来推計人口や労働力率を用いて推計している。この中では、図表 5-2-6 にあるように、女性が引き続き労働市場へ参入し、労働力率が上昇すると見込んでいる。しかしながら、各共済では、将来推計人口と同様の傾向で男女計の被保険者数を推計してあるが、男女別の被保険者数を推計する際には、「男女比は、平成 15 年度末現在の被保険者数の実績により一定としている(国共済)」、「男女別の被保険者数については、直近 3 年間の男女別新規加入者の割合の実績と同率で将来の男女別新規加入者が加入するものとして算定した(地共済)」、「学種別の被保険者数を各年の学齢対象人口の減少に応じて減少させることとした(私学共済)」などとしており、女性の労働力率の上昇は反映されていない。

○加入年齢分布率

加入年齢分布率について、国共済、地共済、私学共済では使用しているが、厚生年金、国民年金では使用していない。これは、新規加入者の発生方法については、共済では、新規加入者数を年齢別に割り振る方法で推計しているのに対し、厚生年金では、年齢別に被保険者数から残存被保険者数（前年度から引き続き被保険者である者の数）と再加入者数を控除して推計しており、推計において加入年齢分布を必要としないためである。

○総脱退力

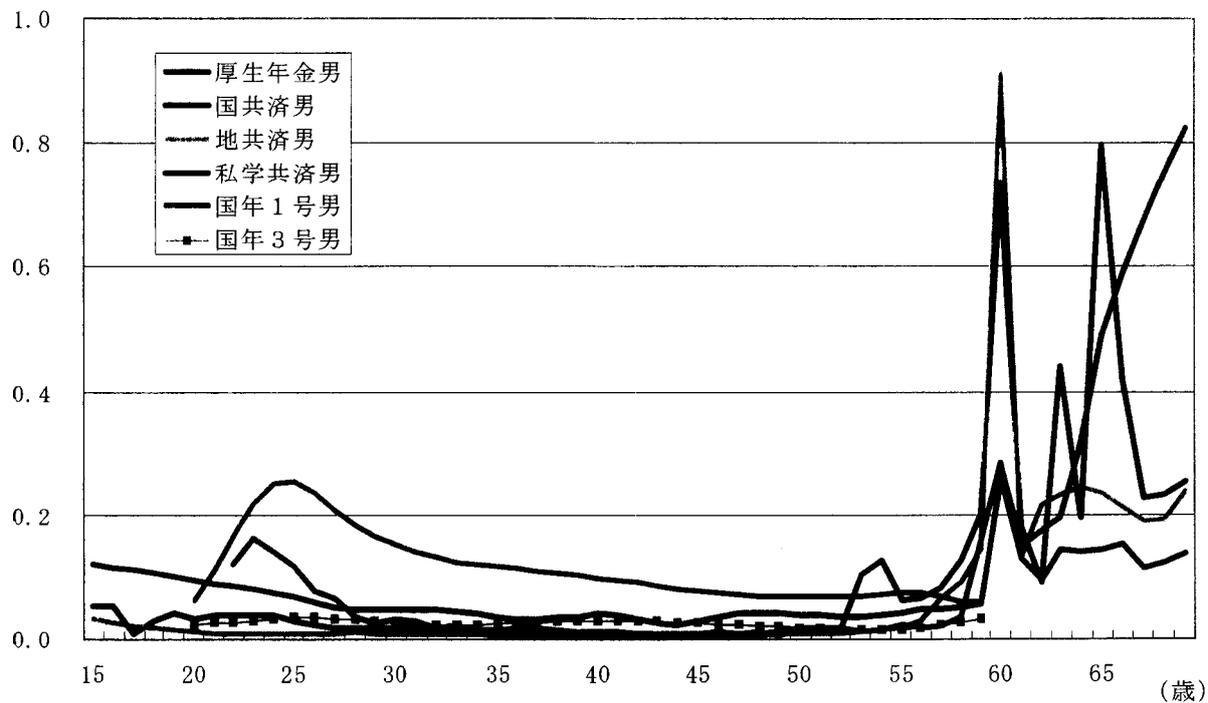
厚生年金、私学共済、国民年金は総脱退力を、国共済、地共済は総脱退率を用いている。いずれの制度も、前年度末の被保険者数と総脱退力（率）から総脱退者数を推計している。比較のため、厚生年金、私学共済、国民年金について近似式で脱退率に変換したものを¹を作成し、制度ごとにみたものが図表 5-2-8 である。

これによると、20 歳から 25 歳のところで、国民年金第 1 号被保険者の総脱退率が男女とも高い他は、60 歳まで 0.1 より低い程度で推移しているが、60 歳以降で増加している。とりわけ、国共済、地共済は 60 歳で 0.5 を超えており、半数以上が脱退することを意味している。これは、一般の公務員の停年が 60 歳によるためと考えられる。なお、私学共済については、加入年齢グループ別に総脱退力を作成しているが、ここでは 22 歳（20～24 歳で加入）の総脱退力で比較している。

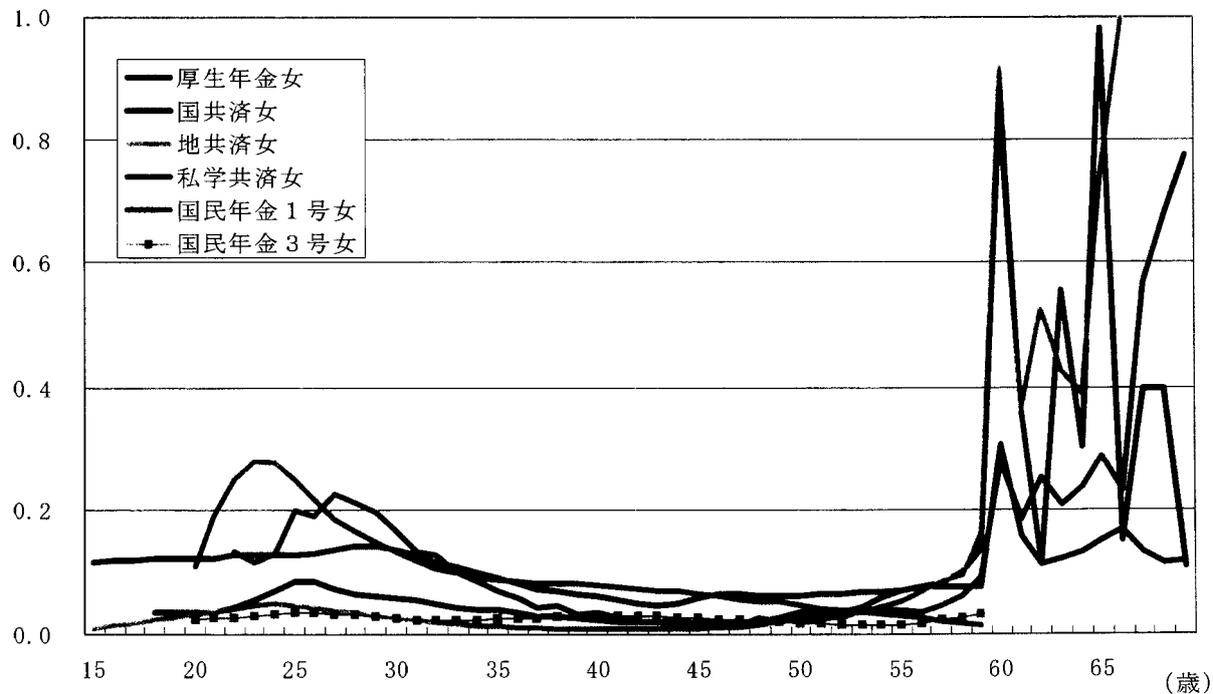
¹ 両者には、近似的に脱退率 $\approx 2 \times$ 脱退力 / (2 + 脱退力) の関係がある。

(図表 5-2-8) 総脱退率

(1) 男



(2) 女

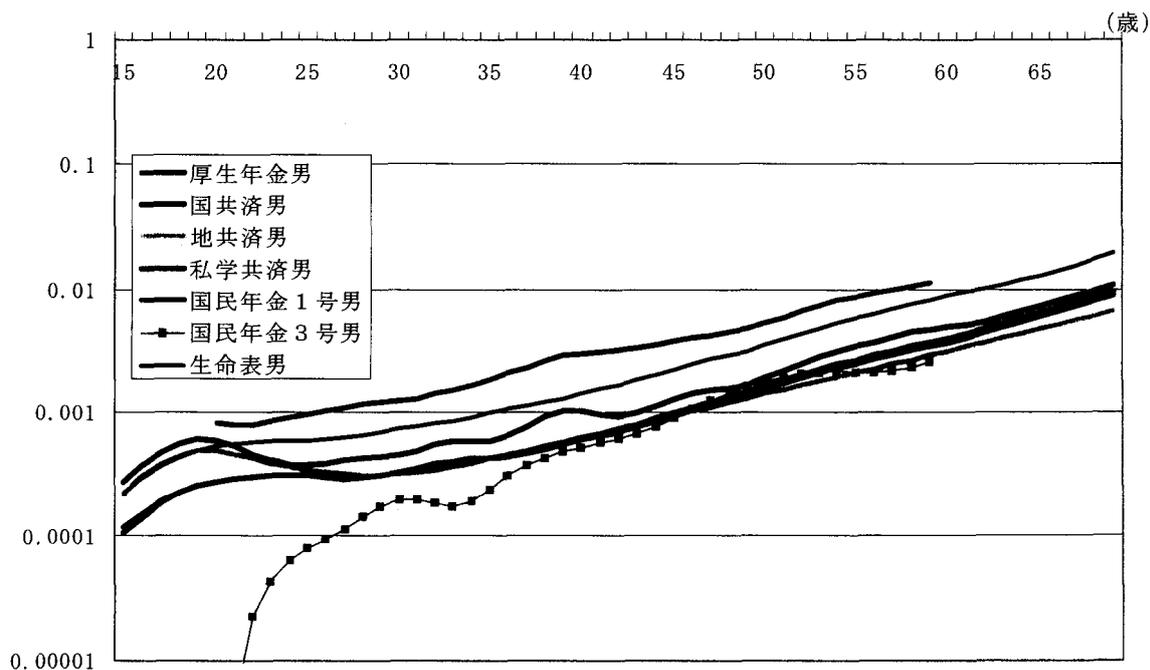


○死亡脱退力

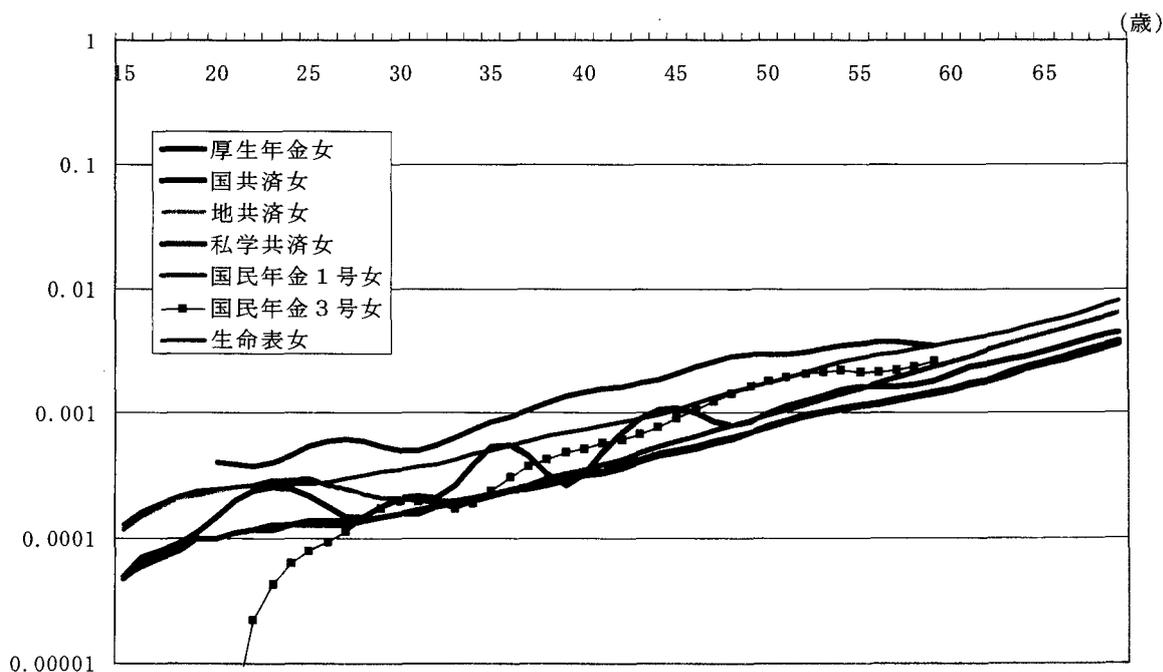
全制度で、被保険者数から死亡脱退者数を算出するため、死亡脱退力を用いている。具体的な値は図表 5-2-9 のとおりである。参考のため、第 19 回生命表の死力の系列も入れてあるが、総じて国民年金第一号被保険者については生命表より高く、それ以外の制度ではやや低いといえる。

(図表 5-2-9) 死亡脱退力

(1) 男



(2) 女

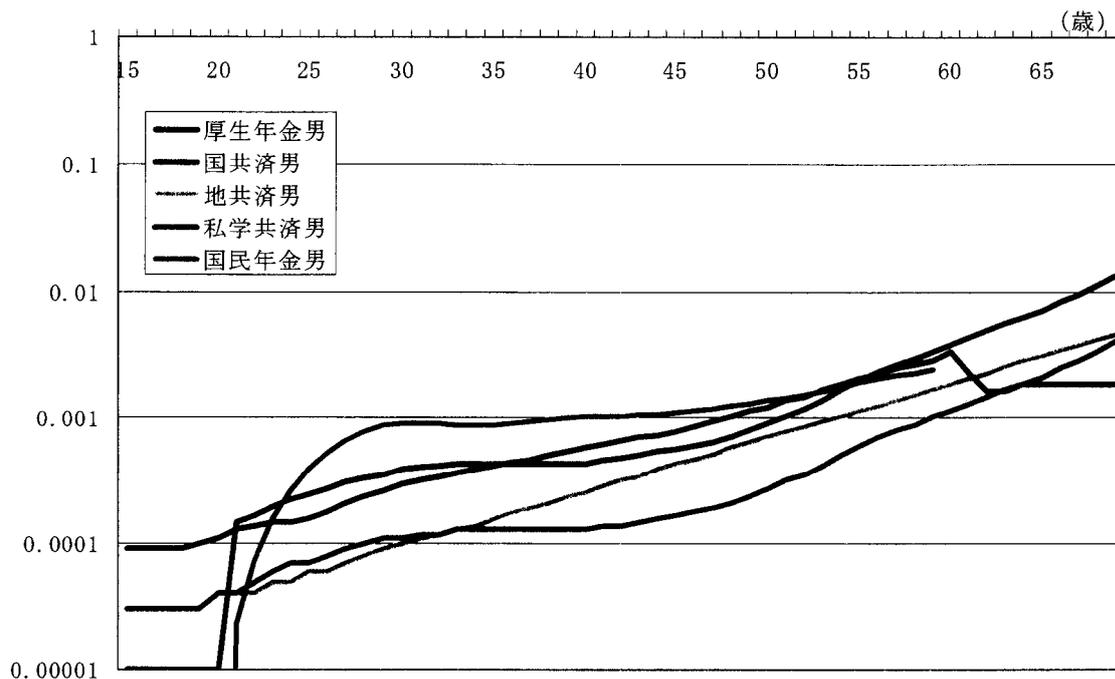


○障害脱退力（障害年金発生日）

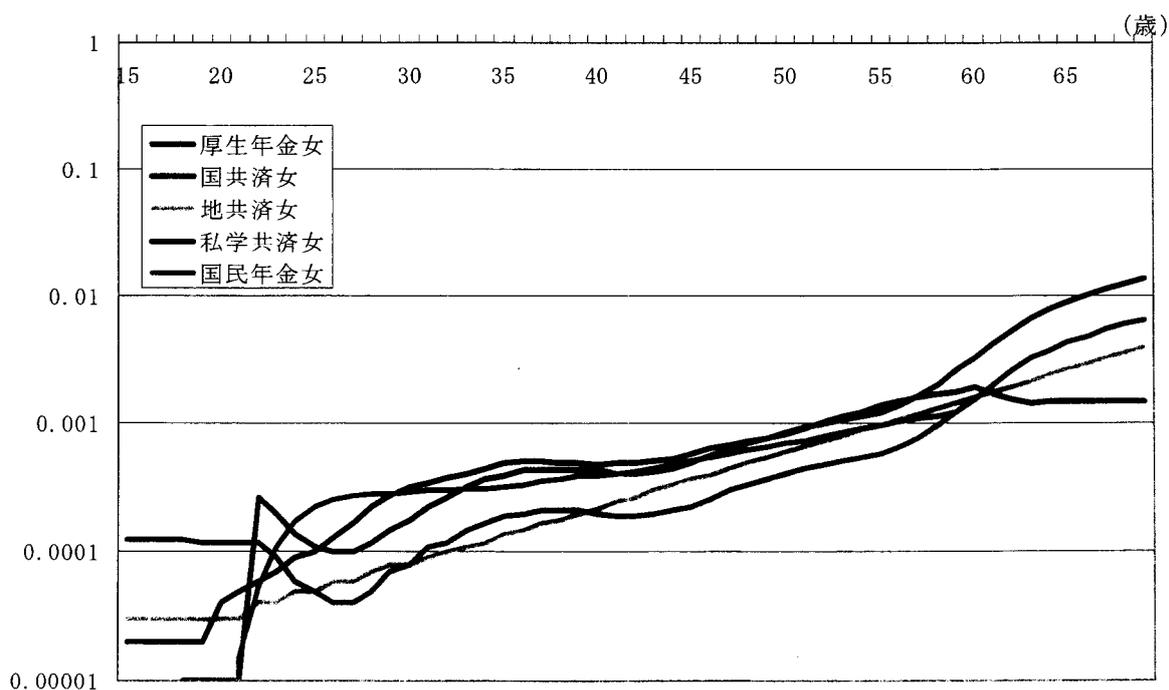
死亡脱退力と同様に、全制度で、被保険者数から障害脱退者数を算出するため、障害脱退力を用いている。具体的な値は図表 5-2-10 のとおりであるが、いずれも、おおむね年齢を追うごとに高くなっている。

(図表 5-2-10) 障害脱退力

(1) 男



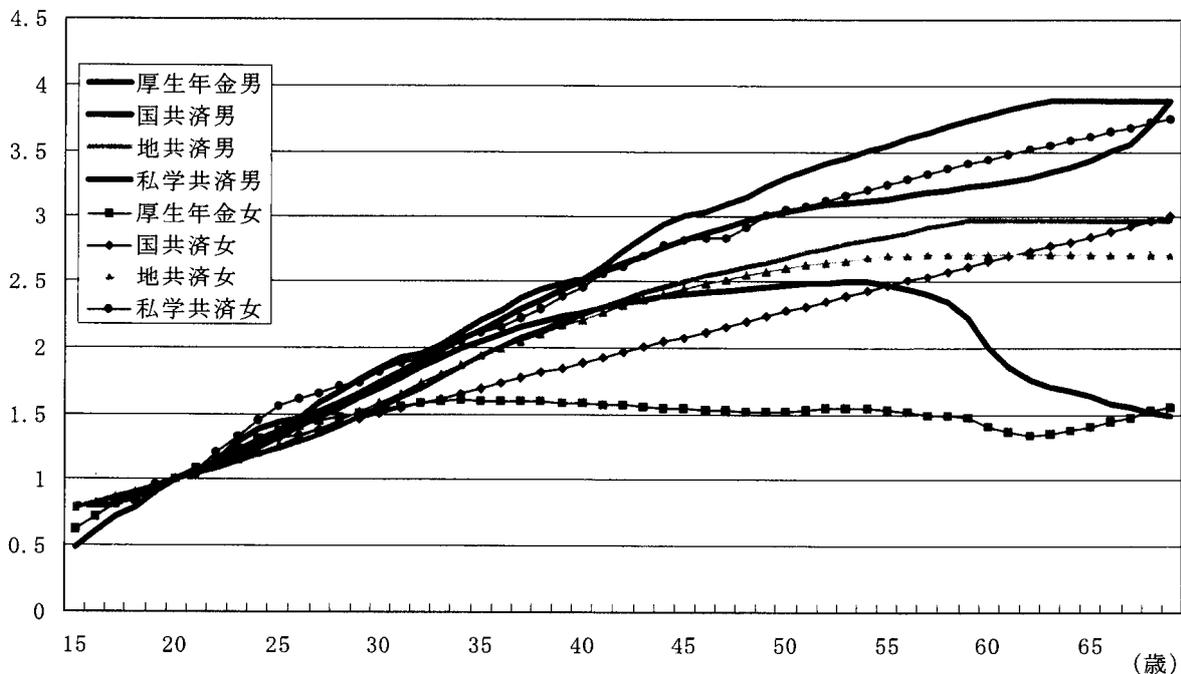
(2) 女



○標準報酬指数

報酬の概念のない国民年金を除く全制度で、年齢の変化に伴う賃金の変動を推計するため、標準報酬指数を用いている。国共済、地共済、私学共済では、標準報酬月額について指数化しているが、厚生年金ではボーナスを含めた標準報酬総額ベースで指数を作成している。制度により基準 (= 1) とする年齢が異なるため、20歳を1として変換したものを図表 5-2-11 に示した。これによると、厚生年金女以外は同じ程度で上昇し続けているが、厚生年金女は、30歳あたりから横ばいとなる。また、厚生年金男は、55歳を過ぎたところから急激に減少する。

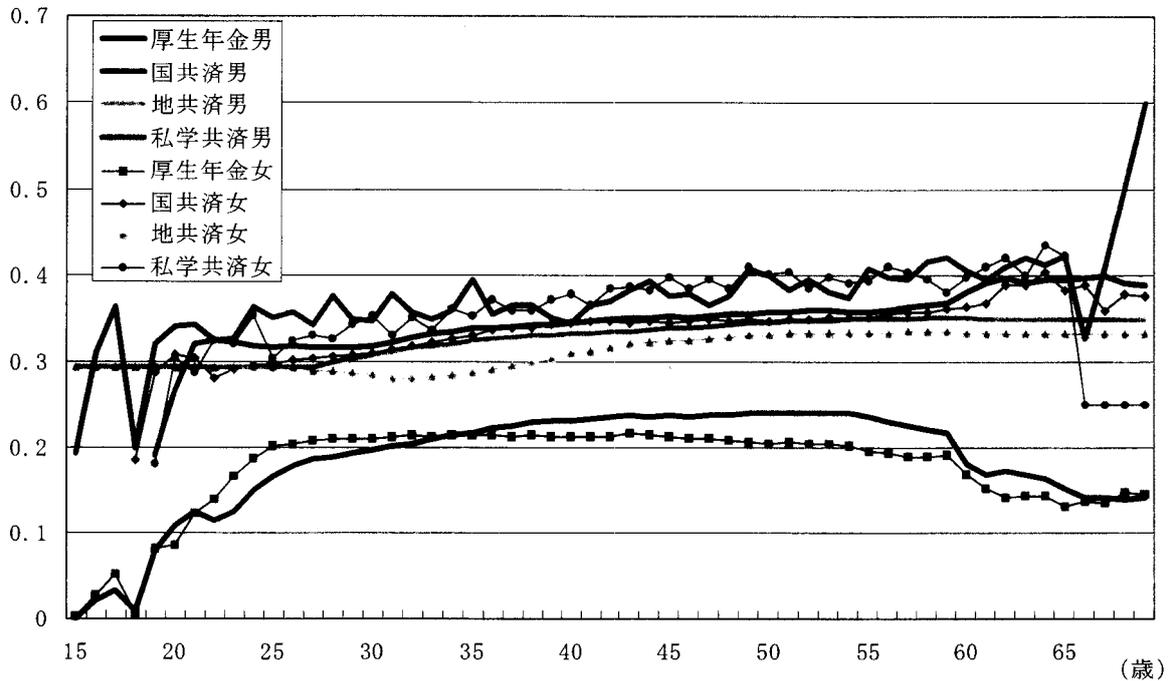
(図表 5-2-11) 標準報酬指数



○ボーナス支給割合

報酬の概念のない国民年金を除く全制度で、期末手当等の額を算出するためにボーナス支給割合を用いている。国共済、地共済、私学共済ではボーナス支給割合を用いてボーナスの額を推計しているのに対し、厚生年金では、報酬指数を推計するためにボーナス支給割合を用いている。年齢別のボーナス支給割合をグラフにしたのが図表 5-2-12 である。これによると、国共済、地共済、私学共済は、ほぼ 0.3~0.4 程度であるが、厚生年金では、20歳前や60歳後でやや低く、その他でも 0.2 程度となっている。

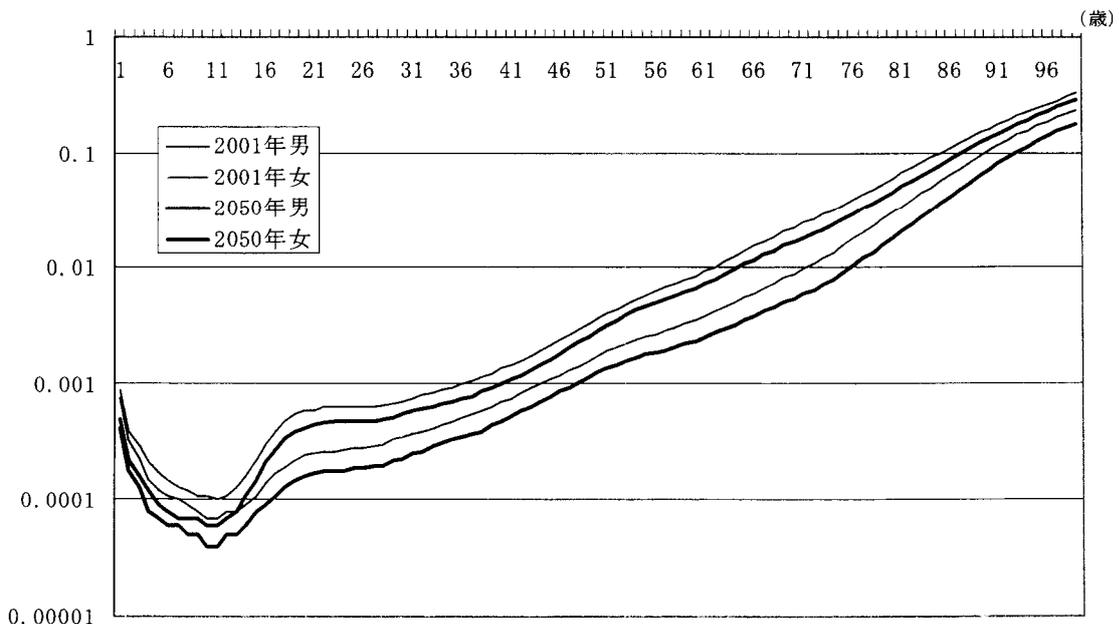
(図表 5-2-12) ボーナス支給割合



○年金失権率（老齢、障害、遺族）

受給権者数から失権者数を算出するため、全制度で年金失権率を用いている。将来推計人口において死亡率の改善を見込んでいることから、いずれの制度でも、年金失権率についても推計人口の死亡率の改善に合わせて改善することとしている。将来人口推計の死亡率の改善をみたものが図表 5-2-13 である。

(図表 5-2-13) 将来推計人口の死亡率の推移

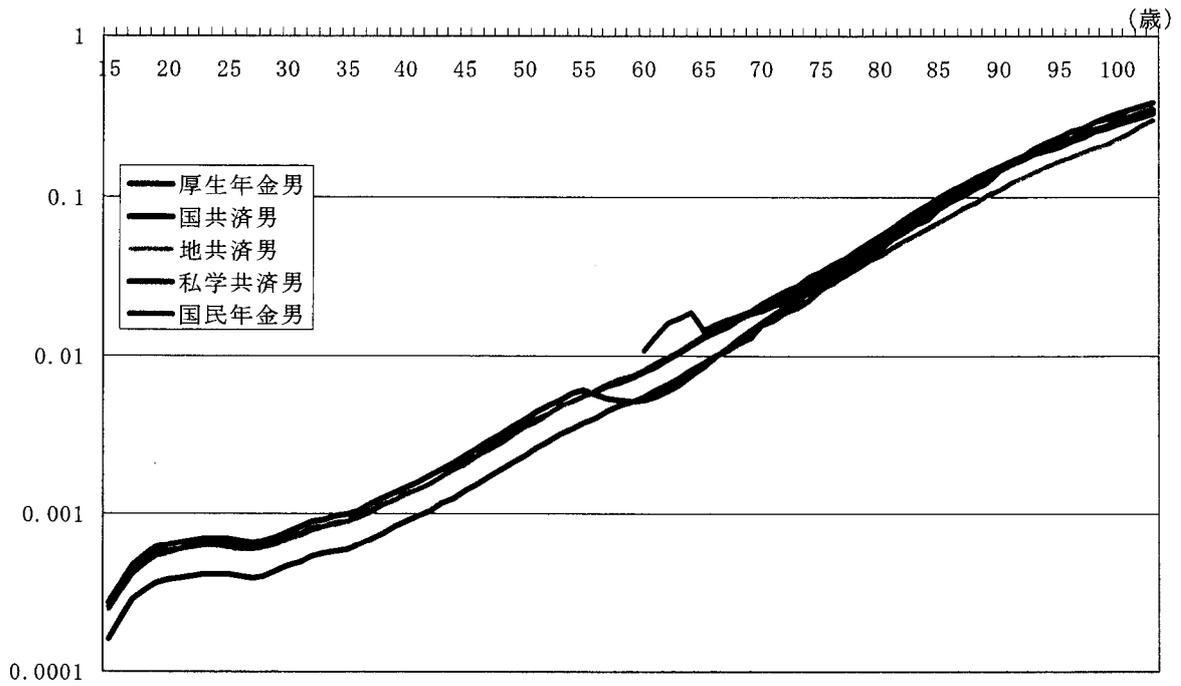


推計開始年度における年金失権率をグラフにしたものが図表 5-2-14 である。

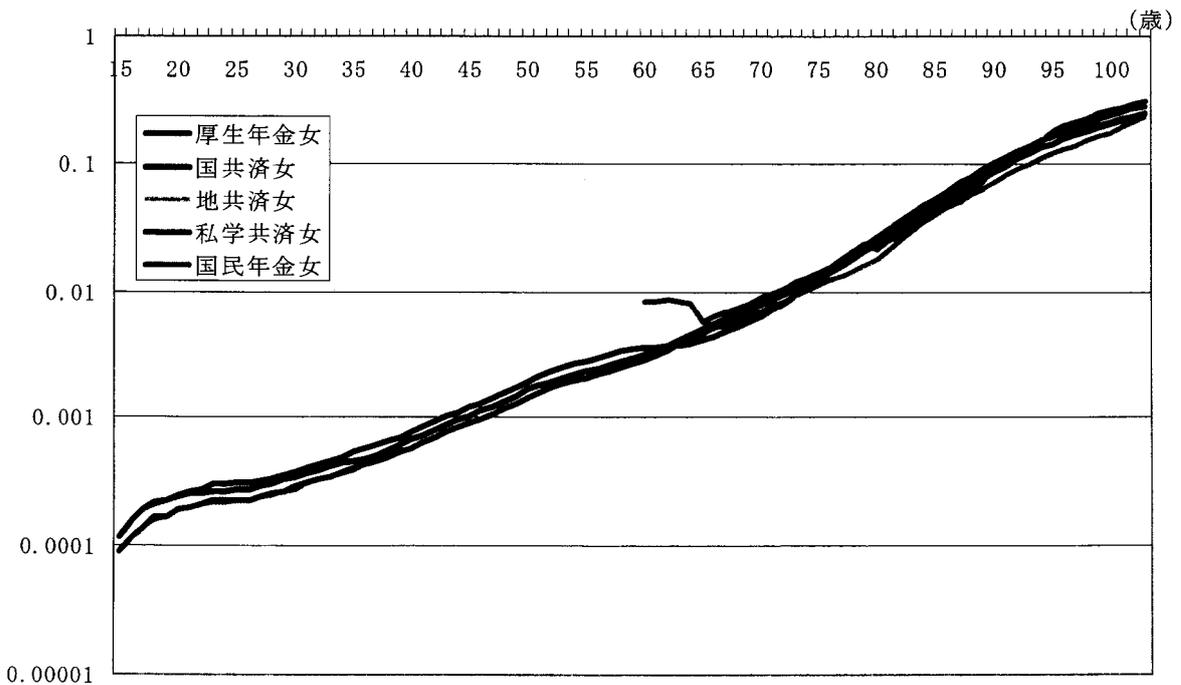
老齢年金失権率については、全制度とも年齢を追うごとに増加し、その値もほぼ同じである。

(図表 5-2-14-1) 老齢年金失権率

(1) 男



(2) 女

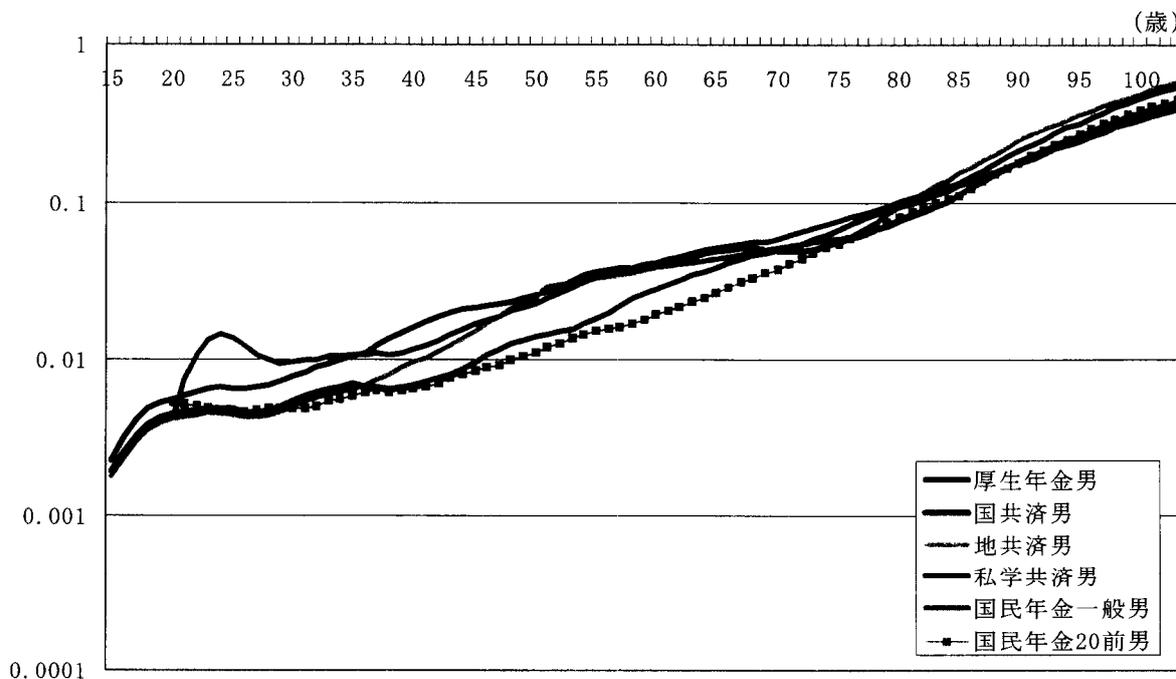


注：厚年、国共、地共、私学については、待期者の死亡率と共通に使用している数値である。

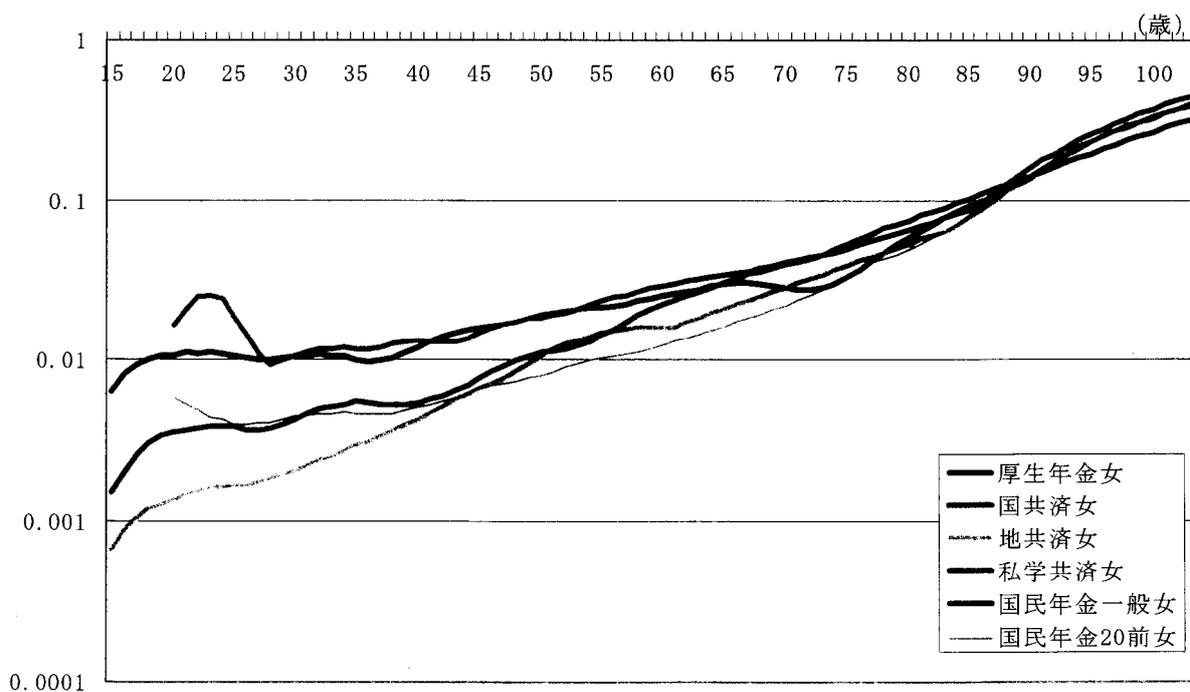
障害年金失権率は、制度によって若干数値に違いはあるものの、老齢年金失権率と同様に、年齢を追うごとに増加している。

(図表 5-2-14-2) 障害年金失権率

(1) 男



(2) 女



遺族年金失権率については、厚生年金、国共済、地共済では、遺族年金失権率の性別を、被保険者（若しくは被保険者であった者）の性で管理しているが、私学共済では、遺族年金失権者の性で管理している。このため、比較に際しては、遺族年金失権者の性で比較することにした。

遺族年金受給権者が男の遺族年金失権率は、地共済が国共済、私学共済と比べて20歳から55歳程度まで高い値となっているが、それ以降は厚生年金も含めて同程度となっている。なお、厚生年金については、20歳以前の失権率については、子に対するものである。また、夫に対する遺族年金は55歳以上でないと発生しない（60歳になるまでは全額支給停止）ため、失権率もその間の値は作成していない（共済については、受給権は発生するが、60歳まで全額支給停止）。同様に、国民年金についても、夫には遺族年金が発生しないため、夫の遺族年金失権率は存在しない。

遺族年金受給権者が女である遺族年金失権率を20歳以降についてみると、私学共済は増加し続けているのに対し、厚生年金、国共済、地共済、国民年金については、私学共済より高い水準からいったんは減少し、55歳頃に私学共済と同水準となった後、増加をしている。なお、国民年金の妻の遺族年金失権率が40歳程度から急上昇しているが、これは、基礎年金は、子のある妻にしか遺族年金が出ず、子が18歳に達した日の年度末が終了した時（一定の障害の状態にある子の場合はその子が20歳に達した時）に失権するためである。